

予算特別委員会資料

令和8年度予算説明書

福 祉 局

目 次

| | | |
|-----|--|----|
| 1 | 令和8年度 福祉局予算の概要 | 3 |
| 2 | 歳入歳出予算一覧 | |
| 〔1〕 | 一般会計 | 7 |
| 〔2〕 | 国民健康保険事業費 | 8 |
| 〔3〕 | 介護保険事業費 | 9 |
| 〔4〕 | 後期高齢者保険事業費 | 10 |
| 3 | 歳入・歳出予算の説明 及び 債務負担行為 | |
| 〔1〕 | 一般会計 | |
| (1) | 歳入予算の説明 | 11 |
| (2) | 歳出予算の説明 | 16 |
| (3) | 債務負担行為 | 26 |
| 〔2〕 | 国民健康保険事業費 | |
| (1) | 歳入予算の説明 | 27 |
| (2) | 歳出予算の説明 | 28 |
| (3) | 債務負担行為 | 33 |
| 〔3〕 | 介護保険事業費 | |
| (1) | 歳入予算の説明 | 34 |
| (2) | 歳出予算の説明 | 36 |
| (3) | 債務負担行為 | 41 |
| 〔4〕 | 後期高齢者医療事業費 | |
| (1) | 歳入予算の説明 | 42 |
| (2) | 歳出予算の説明 | 43 |
| (3) | 債務負担行為 | 45 |
| 4 | 議 案 | |
| | 第20号議案 神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件 | 46 |
| | 第21号議案 神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件 | 57 |
| | 第22号議案 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の件 | 80 |
| | 第23号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例の件 | 85 |

1 令和8年度 福祉局予算の概要

(◎：新規施策、○：拡充施策)

福祉課題の多様化・複雑化が進む中、誰もが安心して自分らしく暮らせる市民福祉の実現を目指し、将来の福祉課題を見据えた施策を展開します。

【くらしの安心と生活困窮者への支援】

○1. 食支援を通じた生活相談

(1) 食支援団体への支援〔 92,500 千円 (うち7年度2月補正 57,500 千円) 〕

生活にお困りの方が相談窓口につながるきっかけづくりを目的として、食支援を通じた生活相談を実施する食支援団体に対して、運営支援を行います。活動経費や冷凍・冷蔵庫の設置費用を引き続き支援するほか、24 時間・非対面での受け取りを可能とするコミュニティフリッジの設置・運営を希望する食支援団体に対し、所要経費の一部を新たに支援します。

また、物価高騰が続く中、生活にお困りの方への支援が途切れないよう、食支援団体に対する食料購入のための補助金を増額します。

加えて、企業からの寄附の拡大を見据え、民間団体が活用できる公共保管庫を新たに確保します。

(2) フードサポートこうべの実施〔 750,000 千円 (うち7年度2月補正 750,000 千円) 〕

物価高騰の影響を受ける市民を幅広く支援するため、食料品・生活用品の無料配布会及び生活相談会を全区で複数回実施します。

2. 若者に対する支援〔 12,290 千円 〕

生活の悩みを一人で抱え込んでしまう傾向にある若者を対象に、SNS 等のツールを用いて、心理的なハードルを下げた独自の相談支援を行う民間団体に対して、活動経費の一部を補助します。

また、不安定な居住環境で生活する若者に対し、更生センターにおいて食事と居室を提供し、再出発に向けた生活相談や就労支援などの寄り添った支援を行います。

○3. 社会福祉施設に対する運営支援〔 1,179,820 千円 (うち、7年度2月補正 7,000 千円) 〕

介護・障害福祉サービス等の提供にかかる物価高騰の影響を踏まえ、令和7年度分に引き続き、令和8年度においても、施設種別に応じた市独自の運営支援を実施します。

また、地域区分見直しの影響を受ける救護施設に対する運営支援を行います。

【高齢者の方への支援】

◎ 1. 新たな通所型サービスの創設〔 55,080 千円 〕

フレイル状態にある高齢者が自身の状態に適したサービスを選択することができるよう、民間企業を含む多様な団体が運営可能な新たな通所型サービスを創設します。運営団体の強みを生かした軽度者向け介護予防プログラムを提供することで、健康寿命の延伸につなげます。

2. 終活支援〔 42,065 千円 〕

シニア世代の今後の人生をより豊かで充実したものにするため、こうべ終活相談窓口において、財産管理や医療・介護、葬儀・遺言等、将来に向けた不安をお聞きし、公的制度や民間サービス等の必要な支援につなげます。あわせて、エンディングノートの保管場所や緊急連絡先などの終活情報をご登録いただくことにより、もしものときに、指定したご家族や大切な方からの問合せに対し、本人に代わり登録情報をお伝えします。

◎ 3. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進〔 249,906 千円 〕

認知症の早期受診を支援するための「診断助成制度」と、認知症の方が関わる事故を救済する「事故救済制度」を組み合わせた「認知症神戸モデル」を引き続き実施します。

また、若年性認知症に関する正しい知識の普及啓発のため、市内の企業に在籍する産業医等を対象とした研修を新たに実施します。

◎ 4. 介護人材の確保〔 545,181 千円 〕

市独自に実施する住宅手当の一部補助やキャリアアップ支援金の支給等を通じ、介護人材の確保・定着に引き続き取り組みます。また、介護現場におけるハラスメントを防止するため、市民向けの啓発を行うとともに、介護・障害福祉サービス事業者の管理者を対象とした研修を実施します。

加えて、高齢者に関するさまざまな相談を受け付け、必要な支援に繋げるあんしんすこやかセンターの委託費用を、人材確保の観点から大幅に増額します。

◎ 5. 介護施設の大規模修繕に対する支援〔 債務負担行為：165,000 千円 〕

施設入所者が住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険制度創設前に整備された特別養護老人ホーム等の介護施設に対する市独自の大規模修繕補助制度を新たに創設します。

◎ 6. 敬老割引の実証実験に対する支援〔 15,206 千円(うち、7年度2月補正：15,206 千円) 〕

敬老・福祉パス制度の対象外となっている路線の一部において、民間バス事業者が実施する敬老割引の実証実験に係る経費を補助します。タッチ決済可能なクレジットカード等を利用し、マイナンバーカードと紐付けることで割引を適用する新たな取組みへの支援により、高齢者の外出と社会参加の促進につなげます。

【障害者の方への支援】

○1. 医療的ケア児者や介護者への支援〔 77,159 千円 〕

医療的ケアを必要とする障害児者への支援として、訪問看護事業者が実施する医療保険対象外の「見守り・介護」等について、市独自の支援制度を創設します。介護者にまとまった時間の休息を取っていただき、身体的・精神的な負担を軽減します。

また、医療的ケア児者を宿泊で受け入れる短期入所事業所の体制を確保するため、受け入れを行った事業所に対する市独自助成を引き続き行います。

○2. 障害福祉サービスの充実

(1) 計画相談支援導入の推進〔 153,350 千円 〕

サービス利用計画の作成を担う相談支援専門員の確保・定着にかかる市独自の支援について、補助要件の緩和や対象拡充を行い、制度の充実を図ります。

また、障害児に関する新規の計画相談支援を行った事業所に対し、市独自の支援を引き続き実施します。

(2) 日常生活用具の購入費用助成の拡充〔 52,209 千円 〕

障害者の自立生活のために必要な用具費の支給について、ストーマ装具（蓄便袋・蓄尿袋）の支給基準月額を増額し、利用者の負担軽減を図ります。

(3) 移動支援の対象拡大〔 29,501 千円 〕

屋外での移動が困難な障害者等に対する移動支援について、日中サービス支援型グループホームの入居者を新たに対象とし、地域における障害者等の社会参加の促進に取り組みます。

3. 障害者の就労支援〔 120,706 千円 〕

市内5ヶ所に設置する「しごとサポート」において、ハローワーク等と連携し、相談者の障害特性を踏まえた一般就労または福祉的就労への案内、就労後の支援を行います。

また、民間企業における障害者の雇用を促進するため、企業開拓を行う「障害者雇用推進員」を引き続き配置し、障害者雇用率制度等の周知を行うとともに、超短時間雇用等の多様な働き方の創出に取り組みます。

4. 親なき後対策の強化

(1) 障害者にかかる見守り支援〔 60,876 千円 〕

各区に整備した「障害者地域生活支援拠点」に配置する見守り支援員を中心として、支援を受けておらず介護のできる同居者のいない障害者の方、郵送調査で未返信だった方を対象に、訪問調査を実施するとともに、必要な方へ障害福祉サービス等の案内を行います。

(2) グループホームの整備〔 73,000 千円 〕

障害者の地域移行を支えるグループホームについて、開設にかかる費用及び既存グループホームの重度障害者受け入れに必要な設備改修費用を市独自で補助します。また、定員数が少ない市東部における整備に対しては引き続き補助上限額を引き上げることで、地域間不均衡の是正に取り組みます。

【地域共生社会の実現に向けた取り組み】

1. 複合的な福祉課題への対応強化

(1) 再犯防止に関する取り組み〔 17,729 千円 〕

再犯を防止するため、釈放・出所後早期に適切な支援に繋げ、仕事や住居の確保を支援する専任のコーディネーターを引き続き配置します。また、刑務官 OB を配置し、近隣刑務所との連携を強化することで、より円滑な支援につなげます。

加えて、保護司会に対する本市職員による研修の実施、定期的な保護司会との意見交換・情報共有等を通じて、引き続き地域の保護司活動への支援を行います。

(2) こども・若者ケアラーへの支援〔 31,223 千円 〕

当事者や関係者からの相談を受け、関係機関との連携、公的サービスの調整、当事者同士の交流・情報交換の場への案内等の支援を行うとともに、こども・若者ケアラーと身近で接する方々や福祉関係者の理解促進を引き続き図ります。また、当事者への配食支援事業を通じ、必要な支援につなげます。

(3) ひきこもり支援の充実〔 41,811 千円 〕

ひきこもりの方やその家族が孤立することのないよう、相談員との面談や家庭訪問による支援を実施します。令和8年度は、ひきこもりへの理解促進・相談窓口の周知を SNS 広告も活用して行い、早期の相談につなげていきます。

また、対面とバーチャル空間を組み合わせた当事者の会等の居場所づくりを行い、社会参加へのきっかけをつくります。そのほか、ハローワーク等関係機関と連携した就労支援を引き続き行います。

○2. 災害時要援護者支援の推進〔 20,905 千円 〕

有識者等で構成された検討会を開催し、災害時における要援護者支援のあり方について具体的な検討を進めます。また、引き続き当事者及びそのご家族やケアマネジャー等と連携し、個別避難計画の策定を促進します。

3. 民生委員活動への支援〔 113,515 千円 〕

高齢者数の増加や福祉課題の複雑化により民生委員の業務負担が増加傾向にあることを踏まえ、活動記録や高齢者見守り台帳の DX 化により、民生委員の業務効率化・負担軽減に取り組みます。

○4. しあわせの村のリニューアル〔 37,700 千円 〕

こどもから大人まですべての市民がいつでも楽しめるしあわせの村であり続けるため、市民や事業者などによる賑わいづくりに取り組むとともに、新たに付加する機能や民間事業者の参入方法の検討を行い、リニューアル方針を策定します。

2 歳入歳出予算一覽

[1] 一般会計

(単位:千円)

| 歳 入 | | 歳 出 | |
|-----------------|-------------|-----------------|-------------|
| 款 項 | 金 額 | 款 項 | 金 額 |
| 16 分担金及負担金 | 50,024 | 4 民 生 費 | 197,186,009 |
| 1 負 担 金 | 50,024 | 1 民 生 総 務 費 | 14,973,659 |
| 17 使用料及手数料 | 189,768 | 2 生 活 保 護 費 | 76,568,576 |
| 1 使 用 料 | 174,938 | 4 障 害 者 福 祉 費 | 92,332,937 |
| 2 手 数 料 | 14,830 | 5 老 人 福 祉 費 | 7,924,916 |
| 18 国 庫 支 出 金 | 100,597,938 | 6 国 民 年 金 費 | 334,359 |
| 1 負 担 金 | 97,581,695 | 7 民 生 施 設 整 備 費 | 5,051,562 |
| 2 補 助 金 | 2,384,630 | | |
| 3 委 託 金 | 631,613 | | |
| 19 県 支 出 金 | 35,235,779 | | |
| 1 負 担 金 | 30,718,185 | | |
| 2 補 助 金 | 4,517,372 | | |
| 3 委 託 金 | 222 | | |
| 20 財 産 収 入 | 39,482 | | |
| 1 財 産 運 用 収 入 | 30,398 | | |
| 3 基 金 収 入 | 9,084 | | |
| 21 寄 附 金 | 30,750 | | |
| 1 寄 附 金 | 30,750 | | |
| 22 繰 入 金 | 332,335 | | |
| 2 基 金 繰 入 金 | 332,335 | | |
| 24 諸 収 入 | 3,772,642 | | |
| 1 納 付 金 | 1,604,514 | | |
| 2 措 置 費 等 受 入 | 372,974 | | |
| 5 貸 付 金 元 利 収 入 | 743,160 | | |
| 6 過 年 度 収 入 | 25,214 | | |
| 7 雑 入 | 1,026,780 | | |
| 25 市 債 | 842,000 | | |
| 1 市 債 | 842,000 | | |
| 歳 入 合 計 | 141,090,718 | 歳 出 合 計 | 197,186,009 |

〔2〕 国民健康保険事業費

(単位:千円)

| 歳 入 | | 歳 出 | |
|------------|-------------|---------------------|-------------|
| 款 項 | 金 額 | 款 項 | 金 額 |
| 1 国民健康保険収入 | 148,415,846 | 1 国民健康保険費 | 148,415,846 |
| 1 国民健康保険料 | 25,580,277 | 1 事務費 | 4,655,924 |
| 2 国庫支出金 | 2,140,287 | 2 保険給付費 | 100,909,059 |
| 3 県支出金 | 103,323,674 | 3 国民健康保険金 事業費納付金 | 40,871,360 |
| 4 繰入金 | 17,125,981 | 4 保健事業費 | 822,222 |
| 5 繰越金 | 1 | 5 諸支出金 | 1,127,281 |
| 6 諸収入 | 245,626 | 6 予備費 | 30,000 |
| 歳入合計 | 148,415,846 | 歳出合計 | 148,415,846 |

〔3〕介護保険事業費

(単位:千円)

| 歳 入 | | 歳 出 | |
|-----------------|-------------|-----------------|-------------|
| 款 項 | 金 額 | 款 項 | 金 額 |
| 1 保 険 料 | 31,306,872 | 1 総 務 費 | 4,854,802 |
| 1 介 護 保 険 料 | 31,306,872 | 1 総 務 費 | 4,854,802 |
| 2 国 庫 支 出 金 | 39,078,255 | 2 保 険 給 付 費 | 148,455,919 |
| 1 国 庫 負 担 金 | 26,940,959 | 1 保 険 給 付 費 | 148,455,919 |
| 2 国 庫 補 助 金 | 12,137,296 | 3 地 域 支 援 事 業 費 | 11,181,057 |
| 3 県 支 出 金 | 23,108,029 | 1 地 域 支 援 事 業 費 | 11,181,057 |
| 1 県 負 担 金 | 21,470,744 | 4 基 金 積 立 金 | 64,809 |
| 2 県 補 助 金 | 1,637,285 | 1 基 金 積 立 金 | 64,809 |
| 4 支 払 基 金 交 付 金 | 42,174,882 | 5 諸 支 出 金 | 51,641 |
| 1 支 払 基 金 交 付 金 | 42,174,882 | 1 諸 支 出 金 | 51,641 |
| 5 繰 入 金 | 28,874,634 | 6 予 備 費 | 2,000 |
| 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 26,201,236 | 1 予 備 費 | 2,000 |
| 2 基 金 繰 入 金 | 2,673,398 | | |
| 6 繰 越 金 | 1 | | |
| 1 繰 越 金 | 1 | | |
| 7 諸 収 入 | 67,555 | | |
| 1 諸 収 入 | 67,555 | | |
| 歳 入 合 計 | 164,610,228 | 歳 出 合 計 | 164,610,228 |

〔4〕 後期高齢者医療事業費

(単位:千円)

| 歳 入 | | 歳 出 | |
|----------------------------|------------|--------------------------|------------|
| 款 項 | 金 額 | 款 項 | 金 額 |
| 1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 収 入 | 53,504,912 | 1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 | 53,504,912 |
| 1 後 期 高 齢 者 医 療 高 保 険 料 | 26,570,864 | 1 事 務 費 | 704,624 |
| 2 国 庫 支 出 金 | 393,151 | 2 納 付 金 | 52,760,360 |
| 3 繰 入 金 | 26,155,965 | 3 諸 支 出 金 | 36,928 |
| 4 繰 越 金 | 1 | 4 予 備 費 | 3,000 |
| 5 諸 収 入 | 384,931 | | |
| 歳 入 合 計 | 53,504,912 | 歳 出 合 計 | 53,504,912 |

3 歳入・歳出予算の説明及び債務負担行為

[1] 一般会計

(1) 歳入予算の説明

(単位:千円)

| 款 | 項 | 目 | 節 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 説明 | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|----|-----|------------|-------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|---------|------------|---------------|---------|---|---------|---------|--------|-----|
| 16 | 分 | 担 | 金 | 及 | 負 | 担 | 金 | 50,024 | 52,110 | △ 2,086 | | | | | | | | | | |
| | 1 | 負 | 担 | 金 | 50,024 | 52,110 | △ 2,086 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 5 | 民 | 生 | 費 | 負 | 担 | 金 | 50,024 | 52,110 | △ 2,086 | | | | | | | | | |
| | | | 1 | 民 | 生 | 費 | 負 | 担 | 金 | 50,024 | 52,110 | △ 2,086 | | | | | | | | |
| 17 | 使 | 用 | 料 | 及 | 手 | 数 | 料 | 189,768 | 200,484 | △ 10,716 | | | | | | | | | | |
| | 1 | 使 | 用 | 料 | 174,938 | 183,262 | △ 8,324 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1 | 総 | 務 | 使 | 用 | 料 | 700 | 8,112 | △ 7,412 | | | | | | | | | | |
| | | | 2 | 区 | 役 | 所 | 700 | 8,112 | △ 7,412 | 駐車場使用料 | | | | | | | | | | |
| | | 3 | 民 | 生 | 使 | 用 | 料 | 174,238 | 175,150 | △ 912 | | | | | | | | | | |
| | | | 1 | こ | う | べ | 市 | 民 | 福 | 祉 | 交 | 流 | セ | ン | タ | ー | 37,226 | 37,226 | - | 会議等 |
| | | | 2 | 総 | 合 | 福 | 祉 | セ | ン | タ | ー | 6,745 | 6,745 | - | 会議等 | | | | | |
| | | | 5 | 障 | 害 | 者 | 福 | 祉 | 施 | 設 | 19,731 | 19,732 | △ 1 | 市民福祉スポーツセンター等 | | | | | | |
| | | | 6 | 高 | 齢 | 者 | 福 | 祉 | 施 | 設 | 81,042 | 73,702 | 7,340 | | | | | | | |
| | | | 7 | 垂 | 水 | 年 | 金 | 会 | 館 | 18,478 | 18,478 | - | | | | | | | | |
| | | | 8 | し | あ | わ | せ | の | 村 | 9,386 | 17,649 | △ 8,263 | | | | | | | | |
| | | | 9 | シ | ル | バ | ー | カ | レ | ッ | ジ | 1,616 | 1,616 | - | | | | | | |
| | | | 13 | 更 | 生 | セ | ン | タ | ー | 14 | 2 | 12 | | | | | | | | |
| | 2 | 手 | 数 | 料 | 14,830 | 17,222 | △ 2,392 | | | | | | | | | | | | | |
| | | ○ | 証 | 紙 | 収 | 入 | - | 12,055 | △ 12,055 | | | | | | | | | | | |
| | | | ○ | 証 | 紙 | 収 | 入 | - | 12,055 | △ 12,055 | | | | | | | | | | |
| | | 9 | 民 | 生 | 手 | 数 | 料 | 14,830 | 5,167 | 9,663 | | | | | | | | | | |
| | | | 1 | 介 | 護 | サ | ー | ビ | ス | 事 | 業 | 者 | 指 | 定 | 申 | 請 | 14,830 | 5,167 | 9,663 | |
| 18 | 国 | 庫 | 支 | 出 | 金 | 100,597,938 | 95,945,521 | 4,652,417 | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 負 | 担 | 金 | 97,581,695 | 92,825,884 | 4,755,811 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1 | 民 | 生 | 費 | 負 | 担 | 金 | 97,581,695 | 92,825,884 | 4,755,811 | | | | | | | | | |
| | | | 1 | 生 | 活 | 困 | 窮 | 者 | 自 | 立 | 支 | 援 | 法 | 負 | 担 | 金 | 429,249 | 391,998 | 37,251 | |
| | | | 2 | 生 | 活 | 保 | 護 | 費 | 等 | 負 | 担 | 金 | 56,508,228 | 55,954,430 | 553,798 | | | | | |

(単位:千円)

| 款 | 項 | 目 | 節 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 説 | 明 | | |
|----|---|---|-----------------------|------------|------------|-------------|-----------|------------|------------|-----------|
| | | | 8 障害者福祉費負担金 | 39,630,633 | 32,701,389 | 6,929,244 | | | | |
| | | | 9 点字図書館設置費負担金 | 17,024 | 15,843 | 1,181 | | | | |
| | | | ○ 精神医療費負担金 | - | 2,765,527 | △ 2,765,527 | | | | |
| | | | 11 介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金 | 996,561 | 996,697 | △ 136 | | | | |
| | 2 | 補 | 助 | 金 | 2,384,630 | 2,494,990 | △ 110,360 | | | |
| | 2 | 民 | 生 | 費 | 補 | 助 | △ 110,360 | | | |
| | | | 1 生活困窮者自立支援法補助金 | 223,814 | 418,756 | △ 194,942 | | | | |
| | | | 2 生活保護費補助 | 475,991 | 502,746 | △ 26,755 | | | | |
| | | | 3 児童福祉費補助 | 20,158 | 13,183 | 6,975 | | | | |
| | | | 5 障害者福祉費補助 | 1,443,618 | 1,301,879 | 141,739 | | | | |
| | | | 6 精神保健費補助 | 32,950 | 32,699 | 251 | | | | |
| | | | 7 老人福祉費補助 | 162,799 | 91,345 | 71,454 | | | | |
| | | | 12 国民年金費補助 | 25,300 | 49,170 | △ 23,870 | | | | |
| | | | ○ デジタル田園都市国家構想交付金 | - | 85,212 | △ 85,212 | | | | |
| | 3 | 委 | 託 | 金 | 631,613 | 624,647 | 6,966 | | | |
| | 2 | 民 | 生 | 費 | 委 | 託 | 金 | 631,613 | 624,477 | 7,136 |
| | | | 1 社会福祉統計調査委託金 | 12,850 | 12,509 | 341 | | | | |
| | | | 2 生活保護指導職員設置委託金 | 24,419 | 21,730 | 2,689 | | | | |
| | | | 3 援護事務等国庫委託金 | 7,850 | 11,124 | △ 3,274 | | | | |
| | | | 4 特別児童扶養手当事務委託金 | 20,357 | 18,693 | 1,664 | | | | |
| | | | 5 人権啓発活動委託金 | 9,573 | 5,996 | 3,577 | | | | |
| | | | 6 国民年金事務委託金 | 556,564 | 554,425 | 2,139 | | | | |
| | | | ○ 其他委託金 | - | 170 | △ 170 | | | | |
| | | | ○ 人権啓発活動地方委託金 | - | 170 | △ 170 | | | | |
| 19 | 県 | 支 | 出 | 金 | 35,235,779 | 32,088,139 | 3,147,640 | | | |
| | 1 | 負 | 担 | 金 | 30,718,185 | 28,275,418 | 2,442,767 | | | |
| | 1 | 民 | 生 | 費 | 負 | 担 | 金 | 30,718,185 | 28,275,418 | 2,442,767 |
| | | | 2 障害者福祉費負担金 | 17,871,306 | 15,922,396 | 1,948,910 | | | | |
| | | | 3 国民健康保険基盤安定負担金 | 8,188,266 | 8,155,764 | 32,502 | | | | |
| | | | 4 後期高齢者医療制度基盤安定負担金 | 4,160,333 | 3,698,909 | 461,424 | | | | |
| | | | 7 介護保険低所得者保険料軽減県負担金 | 498,280 | 498,349 | △ 69 | | | | |

(単位:千円)

| 款 | 項 | 目 | 節 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 説 | 明 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|----|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|--------|---------|---------|-----------|---|---|---|---|---|-----------|-----------|---------|--|
| | 2 | 補 | 助 | 金 | 4,517,372 | 3,812,499 | 704,873 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 | 民 | 生 | 費 | 補 | 助 | 4,517,372 | 3,812,499 | 704,873 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 4 | 障 | 害 | 者 | 医 | 療 | 費 | 補 | 助 | 1,357,660 | 1,293,243 | 64,417 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 5 | 障 | 害 | 者 | 介 | 護 | 手 | 当 | 費 | 補 | 助 | 30,237 | 32,536 | △ 2,299 | | | | | | | | | | |
| | | | 6 | 障 | 害 | 者 | 福 | 祉 | 費 | 補 | 助 | 650,618 | 572,433 | 78,185 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 8 | 老 | 人 | 医 | 療 | 費 | 補 | 助 | 22,169 | 21,583 | 586 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 9 | 老 | 人 | 福 | 祉 | 費 | 補 | 助 | 254,271 | 200,081 | 54,190 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 10 | 人 | 権 | 啓 | 発 | 費 | 補 | 助 | 733 | 987 | △ 254 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 11 | 介 | 護 | 基 | 盤 | 緊 | 急 | 整 | 備 | 等 | 臨 | 時 | 交 | 付 | 金 | 事 | 業 | 費 | 補 | 助 | 2,201,434 | 1,691,386 | 510,048 | |
| | | | 12 | 民 | 生 | 総 | 務 | 費 | 補 | 助 | 250 | 250 | - | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 委 | 託 | 金 | 222 | 222 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 | 民 | 生 | 費 | 委 | 託 | 金 | 222 | 222 | - | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 1 | 援 | 護 | 事 | 務 | 等 | 委 | 託 | 金 | 222 | 222 | - | | | | | | | | | | | | |
| 20 | 財 | 産 | 収 | 入 | 39,482 | 34,504 | 4,978 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 財 | 産 | 運 | 用 | 収 | 入 | 30,398 | 27,559 | 2,839 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1 | 貸 | 地 | 料 | 30,398 | 27,559 | 2,839 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 3 | 一 | 般 | 土 | 地 | 30,398 | 27,559 | 2,839 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 | 基 | 金 | 収 | 入 | 9,084 | 6,945 | 2,139 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1 | 基 | 金 | 収 | 入 | 9,084 | 6,945 | 2,139 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 5 | 市 | 民 | 福 | 祉 | 振 | 興 | 等 | 基 | 金 | 9,084 | 6,945 | 2,139 | 預金利子等 | | | | | | | | | | |
| 21 | 寄 | 附 | 金 | 30,750 | 30,750 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 寄 | 附 | 金 | 30,750 | 30,750 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 | 其 | 他 | 寄 | 附 | 30,750 | 30,750 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 7 | 福 | 祉 | 局 | 30,750 | 30,750 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | 繰 | 入 | 金 | 332,335 | 444,325 | △ 111,990 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 | 基 | 金 | 繰 | 入 | 金 | 332,335 | 444,325 | △ 111,990 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1 | 基 | 金 | 繰 | 入 | 金 | 332,335 | 444,325 | △ 111,990 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 5 | 市 | 民 | 福 | 祉 | 振 | 興 | 等 | 基 | 金 | 繰 | 入 | 332,335 | 444,325 | △ 111,990 | | | | | | | | | |
| 24 | 諸 | 収 | 入 | 3,772,642 | 3,662,066 | 110,576 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 納 | 付 | 金 | 1,604,514 | 1,531,328 | 73,186 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 | 民 | 生 | 費 | 納 | 付 | 金 | 1,604,514 | 1,531,328 | 73,186 | | | | | | | | | | | | | | | |

(単位:千円)

| 款 | 項 | 目 | 節 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 説 | 明 |
|---|-----------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------|-----------|-----------|---------------|---|
| | | | 1 行 旅 死 病 人 | 8,367 | 9,154 | △ 787 | 扶養義務者納付金 | |
| | | | 2 生 活 保 護 費 等 | 761,752 | 647,722 | 114,030 | 生活保護費等返還金等 | |
| | | | 7 障 害 者 医 療 費 | 15,570 | 14,904 | 666 | 受給者納付金等 | |
| | | | 8 障 害 者 扶 養 共 済 | 40,075 | 38,109 | 1,966 | 加入者納付金 | |
| | | | 9 高 齢 重 度 障 害 者 医 療 費 | 457,729 | 477,582 | △ 19,853 | 広域連合納付金 | |
| | | | 10 老 人 医 療 費 | 9 | 150 | △ 141 | 受給者納付金等 | |
| | | | 11 老 人 福 祉 施 設 | 321,012 | 343,707 | △ 22,695 | 入所者又は扶養義務者納付金 | |
| 2 | 措 置 費 等 受 入 | | | 372,974 | 257,267 | 115,707 | | |
| | 1 民 生 施 設 措 置 費 等 受 入 | | | 372,974 | 257,267 | 115,707 | | |
| | | 1 生 活 保 護 施 設 | | 79,208 | 36,401 | 42,807 | | |
| | | 6 養 護 老 人 ホ ー ム | | 293,766 | 220,866 | 72,900 | | |
| 5 | 貸 付 金 元 利 収 入 | | | 743,160 | 570,427 | 172,733 | | |
| | 1 民 生 費 貸 付 金 返 還 金 | | | 743,160 | 570,427 | 172,733 | | |
| | | 1 市 民 福 祉 振 興 協 会 貸 付 金 | | 94,150 | 94,600 | △ 450 | | |
| | | 3 身 体 障 害 者 更 生 資 金 貸 付 金 | | 1,044 | 1,220 | △ 176 | | |
| | | 4 民 間 施 設 整 備 資 金 貸 付 金 | | 539,800 | 366,800 | 173,000 | | |
| | | 5 住 宅 改 修 資 金 貸 付 金 | | 13 | 39 | △ 26 | | |
| | | 6 高 齢 者 及 び 障 害 者 居 室 等 改 修 資 金 貸 付 金 | | 129 | 138 | △ 9 | | |
| | | 7 要 保 護 者 緊 急 援 護 貸 付 金 | | 73,354 | 72,416 | 938 | | |
| | | 8 災 害 援 護 資 金 貸 付 金 | | 512 | 512 | - | | |
| | | 9 同 和 更 生 資 金 貸 付 金 | | 50 | 50 | - | | |
| | | 10 開 設 時 運 転 資 金 貸 付 金 | | 34,108 | 34,652 | △ 544 | | |
| 6 | 過 年 度 収 入 | | | 25,214 | 44,971 | △ 19,757 | | |
| | 1 過 年 度 収 入 | | | 25,214 | 44,971 | △ 19,757 | | |
| | | 2 生 活 保 護 費 等 戻 入 | | 20,611 | 16,952 | 3,659 | | |
| | | 4 其 他 | | 4,603 | 28,019 | △ 23,416 | | |
| 7 | 雑 入 | | | 1,026,780 | 1,258,073 | △ 231,293 | | |
| | 5 償 還 金 | | | 111,439 | 114,015 | △ 2,576 | | |
| | | 6 福 祉 セ ン タ ー | | 1,814 | 1,814 | - | 光熱水費等 | |
| | | 9 障 害 者 福 祉 施 設 | | 31 | 31 | - | 光熱水費等 | |
| | | 11 こ う べ 市 民 福 祉 交 流 セ ン タ ー | | 32,237 | 32,237 | - | 光熱水費等 | |

(単位:千円)

| 款 | 項 | 目 | 節 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 説 | 明 |
|----|---|---|--------------|-------------|-------------|-----------|-------|---|
| | | | 35 福 祉 電 話 | 54 | 70 | △ 16 | 電話使用料 | |
| | | | 38 在宅福祉センター等 | 77,303 | 79,863 | △ 2,560 | | |
| | | 6 | 受 講 料 | 72,598 | 68,647 | 3,951 | | |
| | | | 2 シルバーカレッジ | 72,598 | 68,647 | 3,951 | | |
| | | 9 | 雑 入 | 842,743 | 1,075,411 | △ 232,668 | | |
| | | | 8 福 祉 局 | 842,743 | 1,075,411 | △ 232,668 | | |
| 25 | 市 | | 債 | 842,000 | 1,256,000 | △ 414,000 | | |
| | 1 | 市 | 債 | 842,000 | 1,256,000 | △ 414,000 | | |
| | | 1 | 民 生 債 | 842,000 | 1,256,000 | △ 414,000 | | |
| | | | 1 民生施設整備事業公債 | 842,000 | 1,256,000 | △ 414,000 | | |
| 歳 | 入 | 合 | 計 | 141,090,718 | 133,713,899 | 7,376,819 | | |

(2) 歳出予算の説明

第4款 民生費

(項名) 民生総務費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------|-------------|-------------|------------|-----------------|---------|-----------|------------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 4 民 生 費 | 197,186,009 | 185,734,095 | 11,451,914 | 121,990,277 | 842,000 | 4,414,511 | 69,939,221 | |
| 1 民生総務費 | 14,973,659 | 13,868,674 | 1,104,985 | 1,205,125 | 19,000 | 298,251 | 13,451,283 | |
| 1 職 員 費 | 9,792,266 | 9,530,765 | 261,501 | 402,819 | - | 652 | 9,388,795 | |
| 2 民生総務費 | 4,620,647 | 3,706,656 | 913,991 | 440,659 | 19,000 | 288,473 | 3,872,515 | |
| 3 援 護 諸 費 | 560,746 | 631,253 | △70,507 | 361,647 | - | 9,126 | 189,973 | |

1 職員費

福祉局所属職員の給料、職員手当等の経費 9,792,266 千円

2 民生総務費

市民福祉活動の推進、市民啓発等に要する経費 4,620,647 千円

(1) 地域福祉の推進(権利擁護事業、地域福祉ネットワークの配置等) 721,994 千円

(2) 公共交通等バリアフリーの推進 35,045 千円

(3) 人権啓発にかかる市民啓発・職員研修等 16,942 千円

(4) 福祉情報システム保守・再構築 299,420 千円

(5) 民生委員児童委員の福祉活動、協議会の運営等 498,729 千円

(6) その他、市民福祉の推進等に関する費用 3,048,517 千円

3 援護諸費

| | |
|--------------------------|------------|
| 生活困窮者自立支援事業等に要する経費 | 560,746 千円 |
| (1) 生活困窮者自立支援事業 | 367,794 千円 |
| (2) 中国残留邦人等支援 | 117,801 千円 |
| (3) 更生援護相談所の管理運営・住所不定者対策 | 3,391 千円 |
| (4) その他、災害対策等 | 71,760 千円 |

(項名) 生活保護費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-------------|------------|------------|---------|-----------------|-------|---------|------------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 4 民 生 費 | | | | | | | | |
| 2 生 活 保 護 費 | 76,568,576 | 75,689,624 | 878,952 | 56,640,119 | 8,000 | 958,491 | 18,961,966 | |
| 1 生 活 保 護 費 | 1,029,691 | 1,034,913 | △5,222 | 529,598 | 8,000 | 217,286 | 274,807 | |
| 2 扶 助 費 | 75,476,539 | 74,620,649 | 855,890 | 56,110,521 | - | 659,105 | 18,706,913 | |
| 3 保 護 施 設 費 | 62,346 | 34,062 | 28,284 | - | - | 82,100 | △19,754 | |

1 生活保護費

生活保護法の施行等に要する経費 1,029,691 千円

2 扶助費

生活保護法による各扶助費及び保護施設事務費 75,476,539 千円

(1) 生活扶助 21,470,097 千円

(2) 住宅扶助 12,453,944 千円

(3) 医療扶助 38,462,749 千円

(4) 介護扶助等 1,843,198 千円

(5) 保護施設事務費等 1,246,551 千円

3 保護施設費

更生センター(更生施設)の管理運営に要する経費等
62,346 千円

(項名) 障害者福祉費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------------------------|------------|------------|-----------|-----------------|-----|---------|------------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 4 民 生 費 | | | | | | | | |
| 4 障 害 者 福 祉 費 | 92,332,937 | 83,235,076 | 9,097,861 | 60,960,365 | - | 805,014 | 30,567,558 | |
| 1 障 害 者 福 祉 費 | 4,951,275 | 4,322,645 | 628,630 | 1,564,955 | - | 1,721 | 3,384,599 | |
| 2 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 | 78,422,132 | 70,283,578 | 8,138,554 | 56,724,604 | - | | 21,697,528 | |
| 3 障 害 者 医 療 費 | 3,935,180 | 3,411,411 | 523,769 | 1,357,660 | - | 473,300 | 2,104,220 | |
| 4 障 害 者 手 当 費 | 1,110,297 | 1,055,108 | 55,189 | 797,671 | - | | 312,626 | |
| 5 障 害 者 扶 養 共 済 費 | 413,266 | 412,625 | 641 | 68,404 | - | 269,835 | 75,027 | |
| 6 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー 等 運 営 費 | 483,718 | 455,572 | 28,146 | 61,901 | - | 20,556 | 401,261 | |
| 7 障 害 福 祉 施 策 費 | 3,017,069 | 3,294,137 | △277,068 | 385,170 | - | 39,602 | 2,592,297 | |

1 障害者福祉費

| | |
|--------------------------------|--------------|
| 障害者総合支援法等の施行等に要する経費 | 4,951,275 千円 |
| (1) 障害者地域活動支援センターや移動支援等、地域生活支援 | 3,427,185 千円 |
| (2) グループホーム整備支援等、地域生活への移行支援 | 256,124 千円 |
| (3) 障害者スポーツ振興等、社会参加支援 | 176,622 千円 |
| (4) 障害者福祉団体への委託 | 17,933 千円 |
| (5) その他、障害者総合支援法等の施行等に要する経費 | 1,073,411 千円 |

2 障害者自立支援給付費

| | |
|------------------|---------------|
| 障害者自立支援給付に要する経費 | 78,422,132 千円 |
| (1) 障害福祉サービス等 | 52,602,554 千円 |
| (2) 障害児対象サービス | 15,406,239 千円 |
| (3) 自立支援医療 | 9,804,125 千円 |
| (4) 補装具費の給付 | 603,032 千円 |
| (5) 精神障害者入院医療費助成 | 6,182 千円 |

3 障害者医療費

| | |
|--------------------|--------------|
| 重度障害者の医療費の助成に要する経費 | 3,935,180 千円 |
| (1) 重度障害者医療費助成 | 2,032,562 千円 |
| (2) 高齢重度障害者医療費助成 | 1,542,418 千円 |
| (3) 福祉医療費助成事務費 | 360,200 千円 |

4 障害者手当費

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 重度心身障害者介護手当、特別障害者手当等の支給に要する経費 | 1,110,297 千円 |
| (1) 重度心身障害者介護手当支給 | 73,200 千円 |
| (2) 特別障害者手当支給 | 996,103 千円 |
| (3) 障害者特別給付金支給 | 35,910 千円 |
| (4) 障害児福祉手当支給等 | 5,084 千円 |

5 障害者扶養共済費

| | |
|--------------------|------------|
| 障害者扶養共済制度の実施に要する経費 | 413,266 千円 |
|--------------------|------------|

6 障害者福祉センター等運営費

| | |
|----------------------------|------------|
| 障害者福祉センターの管理運営等に要する経費 | 483,718 千円 |
| (1) 障害者更生相談所 | 13,752 千円 |
| (2) 在宅障害者福祉センター、点字図書館指定管理料 | 213,163 千円 |
| (3) 市民福祉スポーツセンター指定管理料 | 119,157 千円 |
| (4) その他施設管理運営費等 | 137,646 千円 |

7 障害福祉施策費

| | |
|-------------------------|--------------|
| 障害福祉施策の施行に要する経費 | 3,017,069 千円 |
| (1) 障害者見守り体制の構築 | 1,297,080 千円 |
| (2) 障害者就労支援 | 42,787 千円 |
| (3) 発達障害者支援 | 73,863 千円 |
| (4) 福祉乗車証交付等 | 1,523,858 千円 |
| (5) その他、障害福祉施策の施行に要する経費 | 79,481 千円 |

(項名) 老人福祉費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|------------|-----------|-----------|---------|-----------------|-----|-----------|-----------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 4 民 生 費 | | | | | | | | |
| 5 老人福祉費 | 7,924,916 | 7,890,659 | 34,257 | 207,674 | - | 1,608,883 | 6,108,359 | |
| 1 老人福祉費 | 5,717,988 | 5,594,747 | 123,241 | 185,505 | - | 1,287,861 | 4,244,622 | |
| 2 老人措置費 | 1,790,200 | 1,880,914 | △90,714 | - | - | 321,012 | 1,469,188 | |
| 3 老人医療費 | 43,211 | 41,481 | 1,730 | 22,169 | - | 10 | 21,032 | |
| 4 軽費老人ホーム費 | 373,517 | 373,517 | - | - | - | - | 373,517 | |

1 老人福祉費

| | |
|----------------------------------|--------------|
| 老人福祉法の施行等に要する経費 | 5,717,988 千円 |
| (1) 「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」に基づく施策 | 344,009 千円 |
| (2) 身寄りのないシニア世代への支援 | 42,065 千円 |
| (2) 敬老優待乗車証 | 3,549,753 千円 |
| (3) 介護人材確保・定着支援事業 | 131,045 千円 |
| (4) 介護保険事業所への実地指導委託 | 45,000 千円 |
| (5) その他、老人福祉法の施行等に要する経費 | 1,606,116 千円 |

2 老人措置費

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 老人福祉法による養護老人ホームへの入所措置に要する経費 | 1,790,200 千円 |
| (1) 養護老人ホーム措置費 | 1,779,400 千円 |
| (2) 施設入所者養老福祉金 | 10,800 千円 |

3 老人医療費

| | |
|---------------------|-----------|
| 高齢期移行者の医療費の助成に要する経費 | 43,211 千円 |
|---------------------|-----------|

4 軽費老人ホーム費

| | |
|--------------------|------------|
| 軽費老人ホームの管理運営に要する経費 | 373,517 千円 |
|--------------------|------------|

(項名) 国民年金費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-------------|---------|---------|---------|-----------------|-----|-------|----------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 4 民 生 費 | | | | | | | | |
| 6 国 民 年 金 費 | 334,359 | 428,734 | △94,375 | 545,842 | - | - | △211,483 | |
| 1 国 民 年 金 費 | 334,359 | 428,734 | △94,375 | 545,842 | - | - | △211,483 | |

1 国民年金費

| | |
|-------------------------|------------|
| 国民年金法等に基づく、法定受託事務に要する経費 | 334,359 千円 |
| (1) 国民年金事務費 | 317,493 千円 |
| (2) 特別障害給付金事務費 | 16 千円 |
| (3) 年金生活者支援給付金事務費 | 16,850 千円 |

(項名) 民生施設整備費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|---------------------|-----------|-----------|----------|-----------------|---------|---------|-----------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 4 民 生 費 | | | | | | | | |
| 7 民 生 施 設 整 備 費 | 5,051,562 | 4,621,328 | 430,234 | 2,431,152 | 815,000 | 743,872 | 1,061,538 | |
| 2 老 人 福 祉 施 設 整 備 費 | 2,787,791 | 1,959,121 | 828,670 | 2,359,527 | 393,000 | 4,603 | 30,661 | |
| 3 其 他 民 生 施 設 整 備 費 | 2,050,146 | 2,251,834 | △201,688 | 6,667 | 304,000 | 719,500 | 1,019,979 | |
| 4 障 害 福 祉 施 設 整 備 費 | 213,625 | 410,373 | △196,748 | 64,958 | 118,000 | 19,769 | 10,898 | |

2 老人福祉施設整備費

| | |
|---------------------------------|--------------|
| 老人福祉施設の整備等に要する経費 | 2,787,791 千円 |
| (1) 特別養護老人ホーム等整備 | 1,951,854 千円 |
| (2) 養護老人ホーム等大規模改修 | 20,000 千円 |
| (3) 介護施設等の施設開設準備経費 | 634,820 千円 |
| (4) 非常用自家発電機設置補助等 | 123,117 千円 |
| (5) 定期巡回・随時対応型サービス事業所整備・開設準備経費等 | 58,000 千円 |

3 其他民生施設整備費

| | |
|--------------------------|--------------|
| 市立施設の整備等に要する経費 | 2,050,146 千円 |
| (1) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」管理運営等 | 806,668 千円 |
| (2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」施設改修 | 32,983 千円 |
| (3) 民間社会福祉施設整備融資等 | 761,794 千円 |
| (4) その他市立施設老朽改修等 | 448,701 千円 |

4 障害福祉施設整備費

| | |
|--------------------|------------|
| 障害福祉施設の整備等に要する経費 | 213,625 千円 |
| (1) 障害福祉サービス事業所等整備 | 210,552 千円 |
| (2) 民営化通所施設等整備費等 | 3,073 千円 |

(3) 債務負担行為

(単位:千円)

| 事項名 | 期間 | 限度額 | 左の財源内訳 | | | | 備考 |
|--------------------------------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|----|
| | | | 国県支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 | |
| (1) 封入封緘業務委託 | 令和8年度 ～ 令和9年度 | 6,000 | - | - | - | 6,000 | |
| (2) 家計改善支援 | 令和8年度 ～ 令和10年度 | 65,000 | 43,000 | - | - | 22,000 | |
| (3) レセプト情報管理システムの機器借り上げ | 令和8年度 ～ 令和13年度 | 17,000 | - | - | - | 17,000 | |
| (4) レセプトデータ分析等業務委託 | 令和8年度 ～ 令和10年度 | 11,000 | 8,000 | - | - | 3,000 | |
| (5) しごとサポート相談窓口(北部・東部・西部) | 令和8年度 ～ 令和12年度 | 234,000 | 88,000 | - | - | 146,000 | |
| (6) 発達障害者相談窓口業務 | 令和8年度 ～ 令和12年度 | 244,000 | 105,000 | - | - | 139,000 | |
| (7) 虐待防止センター運営事務 | 令和8年度 ～ 令和11年度 | 15,000 | 11,250 | - | - | 3,750 | |
| (8) 障害者相談支援センター | 令和8年度 ～ 令和10年度 | 712,000 | 179,000 | - | - | 533,000 | |
| (9) 地域生活支援拠点(灘・兵庫・垂水) | 令和8年度 ～ 令和12年度 | 913,000 | 284,000 | - | - | 629,000 | |
| (10) 地域生活支援拠点(東灘・中央・北・長田・須磨・西) | 令和8年度 ～ 令和10年度 | 970,000 | 306,000 | - | - | 664,000 | |
| (11) 統合滞納管理システムの新規構築に係る端末等調達 | 令和8年度 ～ 令和14年度 | 74,000 | - | - | - | 74,000 | |
| (12) 広域型特別養護老人ホーム(R7公募分) | 令和8年度 ～ 令和9年度 | 405,000 | - | 377,000 | - | 28,000 | |
| (13) 特別養護老人ホーム整備事業(R8公募分) | 令和8年度 ～ 令和9年度 | 589,000 | 226,000 | 335,000 | - | 28,000 | |
| (14) 介護老人保健施設整備補助事業 | 令和8年度 ～ 令和9年度 | 23,000 | - | 23,000 | - | - | |
| (15) 介護施設大規模修繕補助(R8公募分) | 令和8年度 ～ 令和9年度 | 165,000 | - | 132,000 | - | 33,000 | |
| (16) 公設民営施設改修等 | 令和8年度 ～ 令和9年度 | 365,000 | - | 193,000 | 147,300 | 24,700 | |

〔2〕国民健康保険事業費

(1) 歳入予算の説明

(単位:千円)

| 款 項 目 節 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|---------------------------|-------------|-------------|-----------|-----|
| 1 国 民 健 康 保 険 収 入 | 148,415,846 | 146,378,166 | 2,037,680 | |
| 1 国 民 健 康 保 険 料 | 25,580,277 | 25,203,683 | 376,594 | |
| 1 保 険 料 | 25,580,277 | 25,203,683 | 376,594 | |
| 1 現 年 度 分 | 24,726,133 | 24,383,417 | 342,716 | |
| 2 滞 納 繰 越 分 | 854,144 | 820,266 | 33,878 | |
| 2 国 庫 支 出 金 | 2,140,287 | 407,096 | 1,733,191 | |
| 1 国 庫 支 出 金 | 2,140,287 | 407,096 | 1,733,191 | |
| 1 国 庫 補 助 金 | 2,140,287 | 407,096 | 1,733,191 | |
| 3 県 支 出 金 | 103,323,674 | 102,649,119 | 674,555 | |
| 1 補 助 金 | 103,323,674 | 102,649,119 | 674,555 | |
| 1 保 険 給 付 費 等 金 交 付 | 103,323,674 | 102,649,119 | 674,555 | |
| 4 繰 入 金 | 17,125,981 | 17,839,062 | △ 713,081 | |
| 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 15,714,155 | 16,276,210 | △ 562,055 | |
| 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 15,714,155 | 16,276,210 | △ 562,055 | |
| 2 基 金 繰 入 金 | 1,411,826 | 1,562,852 | △ 151,026 | |
| 1 基 金 繰 入 金 | 1,411,826 | 1,562,852 | △ 151,026 | |
| 5 繰 越 金 | 1 | 1 | - | |
| 1 繰 越 金 | 1 | 1 | - | |
| 1 繰 越 金 | 1 | 1 | - | |
| 6 諸 収 入 | 245,626 | 279,205 | △ 33,579 | |
| 1 雑 収 入 | 245,626 | 279,205 | △ 33,579 | |
| 1 給 付 費 返 還 金 | 172,059 | 206,181 | △ 34,122 | |
| 2 預 金 利 子 | 49,784 | 48,345 | 1,439 | |
| 3 国 民 健 康 保 険 料 (延 滞 金) | 1 | 1 | 0 | |
| 4 其 他 | 23,782 | 24,678 | △ 896 | |
| 歳 入 合 計 | 148,415,846 | 146,378,166 | 2,037,680 | |

(2) 歳出予算の説明

第1款 国民健康保険費 (項名) 事務費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|---------------|-------------|-------------|-----------|-----------------|-----|------------|------------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 1 国民健康保険費 | 148,415,846 | 146,378,166 | 2,037,680 | 105,463,961 | - | 27,237,730 | 15,714,155 | |
| 1 事務費 | 4,655,924 | 3,279,970 | 1,375,954 | 2,408,927 | - | 23,782 | 2,223,215 | |
| 1 職員費 | 1,483,615 | 1,452,957 | 30,658 | - | - | - | 1,483,615 | |
| 2 事務費 | 2,893,482 | 1,508,034 | 1,385,448 | 2,150,179 | - | 3,703 | 739,600 | |
| 3 収納特別対策費 | 105,836 | 130,588 | △24,752 | 96,125 | - | 9,711 | - | |
| 4 医療費適正化特別対策費 | 172,991 | 188,391 | △15,400 | 162,623 | - | 10,368 | - | |

1 職員費

国民健康保険事業に従事する職員の給料、職員手当等の経費 1,483,615 千円

2 事務費

国民健康保険事業の運営に要する経費 2,893,482 千円

3 収納特別対策費

保険料収納対策に要する経費 105,836 千円

4 医療費適正化特別対策費

医療費適正化対策に要する経費 172,991 千円

(項名) 保険給付費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------|-------------|-------------|---------|-----------------|-----|-------|---------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 1 国民健康保険費 | | | | | | | | |
| 2 保険給付費 | 100,909,059 | 100,108,362 | 800,697 | 100,909,059 | - | - | - | |
| 1 給 付 費 | 100,909,059 | 100,108,362 | 800,697 | 100,909,059 | - | - | - | |

1 給付費

| | |
|-----------------|----------------|
| 保険給付に要する経費 | 100,909,059 千円 |
| (1) 療養給付費等 | 100,249,041 千円 |
| (2) 出産育児一時金、葬祭費 | 400,851 千円 |
| (3) 審査支払手数料 | 259,167 千円 |

(項名) 国民健康保険事業費納付金

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|--------------------|------------|------------|----------|-----------------|-----|------------|------------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 1 国民健康保険費 | | | | | | | | |
| 3 国民健康保険事業費納付金 | 40,871,360 | 40,770,537 | 100,823 | 1,850,035 | - | 25,611,888 | 13,409,437 | |
| 1 医療給付分納付金 | 27,486,182 | 28,412,114 | △925,932 | 1,850,035 | - | 16,152,625 | 9,483,522 | |
| 2 後期高齢者支援金等分納付金 | 9,331,224 | 9,231,315 | 99,909 | - | - | 6,667,002 | 2,664,222 | |
| 3 介護納付金分納付金 | 3,167,241 | 3,127,108 | 40,133 | | | 2,177,152 | 990,089 | |
| 4 こども・子育て支援納付金分納付金 | 886,713 | - | 886,713 | - | - | 615,109 | 271,604 | |

1 医療給付分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、医療給付費分 27,486,182 千円

2 後期高齢者支援金等分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、後期高齢者支援金等分 9,331,224 千円

3 介護納付金分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、介護納付金分 3,167,241 千円

4 介護納付金分納付金

国民健康保険法に基づく都道府県への納付金のうち、介護納付金分 886,713 千円

(項名) 保健事業費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------|---------|---------|----------|-----------------|-----|---------|---------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 1 国民健康保険費 | | | | | | | | |
| 4 保健事業費 | 822,222 | 924,094 | △101,872 | 295,940 | - | 526,282 | - | |
| 1 保健事業費 | 71,826 | 70,990 | 836 | 54,098 | - | 17,728 | - | |
| 2 特定健診事業費 | 750,396 | 853,104 | △102,708 | 241,842 | - | 508,554 | - | |

1 保健事業費

保健事業等に要する経費

71,826 千円

2 特定健診事業費

特定健康診査、特定保健指導等に要する経費

750,396 千円

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------|-----------|-----------|----------|-----------------|-----|-----------|---------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 1 国民健康保険費 | | | | | | | | |
| 5 諸 支 出 金 | 1,127,281 | 1,265,203 | △137,922 | - | - | 1,075,778 | 51,503 | |
| 1 雑 出 | 1,127,281 | 1,265,203 | △137,922 | - | - | 1,075,778 | 51,503 | |

1 雑出

兵庫県国民健康保険団体連合会負担金及び過誤納保険料の返還金等

1,127,281 千円

(項名) 予備費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------|--------|--------|-----|-----------------|-----|-------|---------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 1 国民健康保険費 | | | | | | | | |
| 6 予 備 費 | 30,000 | 30,000 | - | - | - | - | 30,000 | |
| 1 予 備 費 | 30,000 | 30,000 | - | - | - | - | 30,000 | |

(3) 債務負担行為

(単位:千円)

| 事項名 | 期間 | 限度額 | 左の財源内訳 | | | | 備考 |
|-------------------------------|----------------------|---------|--------|----|--------|---------|----|
| | | | 国県支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 | |
| (1) 保険料関係費 | 令和8年度 ～ 令和9年度 | 70,000 | 8,000 | - | - | 62,000 | |
| (2) 保険料関係費 | 令和8年度 ～ 令和12年度 | 31,000 | - | - | - | 31,000 | |
| (3) 資格・給付関係費 | 令和8年度 ～ 令和9年度 | 41,000 | 21,000 | - | 16,000 | 4,000 | |
| (4) 資格・給付関係費 | 令和8年度 ～ 令和10年度 | 105,000 | 97,000 | - | 8,000 | - | |
| (5) 保健事業関係費 | 令和8年度 ～ 令和10年度 | 47,000 | - | - | 47,000 | - | |
| (6) 国民健康保険システム標準化 対応(機器借上) | 令和8年度 ～ 令和14年度 | 183,000 | - | - | - | 183,000 | |

〔3〕介護保険事業費

(1) 歳入予算の説明

(単位:千円)

| 款 項 目 節 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|-------------------------------------|------------|------------|-----------|-----|
| 1 保 險 料 | 31,306,872 | 30,263,418 | 1,043,454 | |
| 1 介 護 保 險 料 | 31,306,872 | 30,263,418 | 1,043,454 | |
| 1 第 1 号 被 保 險 者 料 | 31,306,872 | 30,263,418 | 1,043,454 | |
| 1 第 1 号 被 保 險 者 料 | 27,893,973 | 27,305,203 | 588,770 | |
| 2 現 年 度 普 通 徴 収 料 | 3,412,899 | 2,958,215 | 454,684 | |
| 2 国 庫 支 出 金 | 39,078,255 | 36,613,280 | 2,464,975 | |
| 1 国 庫 負 担 金 | 26,940,959 | 25,708,098 | 1,232,861 | |
| 1 介 護 給 付 費 金 | 26,940,959 | 25,708,098 | 1,232,861 | |
| 1 介 護 給 付 費 金 | 26,940,959 | 25,708,098 | 1,232,861 | |
| 2 国 庫 補 助 金 | 12,137,296 | 10,905,182 | 1,232,114 | |
| 1 調 整 交 付 金 | 8,061,032 | 7,594,953 | 466,079 | |
| 1 調 整 交 付 金 | 8,061,032 | 7,594,953 | 466,079 | |
| 2 地 域 支 援 事 業 交 付 金 | 3,279,343 | 3,078,601 | 200,742 | |
| 1 介 護 予 防・生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 交 付 金 | 1,846,691 | 1,826,405 | 20,286 | |
| 2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金 | 92,935 | 103,012 | △ 10,077 | |
| 3 包 括 的 支 援 事 業 等 金 交 付 金 | 1,334,349 | 1,143,763 | 190,586 | |
| 4 そ の 他 諸 費 金 交 付 金 | 5,368 | 5,421 | △ 53 | |
| 3 事 務 費 交 付 金 | 796,921 | 231,628 | 565,293 | |
| 1 事 務 費 交 付 金 | 796,921 | 231,628 | 565,293 | |
| 3 県 支 出 金 | 23,108,029 | 21,997,965 | 1,110,064 | |
| 1 県 負 担 金 | 21,470,744 | 20,477,559 | 993,185 | |
| 1 介 護 給 付 費 金 | 21,470,744 | 20,477,559 | 993,185 | |
| 1 介 護 給 付 費 金 | 21,470,744 | 20,477,559 | 993,185 | |
| 2 県 補 助 金 | 1,637,285 | 1,520,406 | 116,879 | |
| 1 地 域 支 援 事 業 交 付 金 | 1,637,285 | 1,520,406 | 116,879 | |
| 1 介 護 予 防・生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 交 付 金 | 921,729 | 895,296 | 26,433 | |
| 2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金 | 45,702 | 50,595 | △ 4,893 | |
| 3 包 括 的 支 援 事 業 等 金 交 付 金 | 667,170 | 571,880 | 95,290 | |
| 4 そ の 他 諸 費 金 交 付 金 | 2,684 | 2,635 | 49 | |

(単位:千円)

| 款 項 目 節 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|--|-------------|-------------|-----------|-----|
| 4 支 払 基 金 交 付 金 | 42,174,882 | 40,261,136 | 1,913,746 | |
| 1 支 払 基 金 交 付 金 | 42,174,882 | 40,261,136 | 1,913,746 | |
| 1 介 護 給 付 費 交 付 金 | 40,083,010 | 38,212,320 | 1,870,690 | |
| 1 介 護 給 付 費 交 付 金 | 40,083,010 | 38,212,320 | 1,870,690 | |
| 2 地 域 支 援 事 業 交 付 金 | 2,091,872 | 2,048,816 | 43,056 | |
| 1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 交 付 金 | 1,976,063 | 1,933,838 | 42,225 | |
| 2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金 | 110,012 | 109,287 | 725 | |
| 3 そ の 他 諸 費 金 交 付 金 | 5,797 | 5,691 | 106 | |
| 5 繰 入 金 | 28,874,634 | 26,817,743 | 2,056,891 | |
| 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 26,201,236 | 24,807,743 | 1,393,493 | |
| 1 介 護 給 付 費 金 繰 入 金 | 18,556,950 | 17,690,889 | 866,061 | |
| 1 介 護 給 付 費 金 繰 入 金 | 18,556,950 | 17,690,889 | 866,061 | |
| 2 地 域 支 援 事 業 繰 入 金 | 1,630,213 | 1,540,840 | 89,373 | |
| 1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 繰 入 金 | 914,843 | 895,294 | 19,549 | |
| 2 一 般 介 護 予 防 事 業 繰 入 金 | 51,925 | 50,570 | 1,355 | |
| 3 包 括 的 支 援 事 業 等 繰 入 金 | 660,761 | 592,342 | 68,419 | |
| 4 そ の 他 諸 費 金 繰 入 金 | 2,684 | 2,634 | 50 | |
| 3 低 所 得 者 保 険 料 金 繰 入 金 | 1,993,121 | 1,993,405 | △ 284 | |
| 1 低 所 得 者 保 険 料 金 繰 入 金 | 1,993,121 | 1,993,405 | △ 284 | |
| 4 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金 | 4,020,952 | 3,582,609 | 438,343 | |
| 1 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金 | 4,020,952 | 3,582,609 | 438,343 | |
| 2 基 金 繰 入 金 | 2,673,398 | 2,010,000 | 663,398 | |
| 1 そ の 他 繰 入 金 | 2,673,398 | 2,010,000 | 663,398 | |
| 1 そ の 他 繰 入 金 | 2,673,398 | 2,010,000 | 663,398 | |
| 6 繰 越 金 | 1 | 1 | - | |
| 1 繰 越 金 | 1 | 1 | - | |
| 1 繰 越 金 | 1 | 1 | - | |
| 1 繰 越 金 | 1 | 1 | - | |
| 7 諸 収 入 | 67,555 | 71,908 | △ 4,353 | |
| 1 諸 収 入 | 67,555 | 71,908 | △ 4,353 | |
| 1 雑 収 入 | 67,555 | 71,908 | △ 4,353 | |
| 1 雑 収 入 | 65,108 | 69,461 | △ 4,353 | |
| 2 延 滞 金 等 | 2,447 | 2,447 | 0 | |
| 歳 入 合 計 | 164,610,228 | 156,025,451 | 8,584,777 | |

(2) 歳出予算の説明

第1款 総務費

(項名) 総務費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-------------------|-----------|-----------|---------|-----------------|-----|--------|-----------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 1 総 務 費 | 4,854,802 | 3,855,475 | 999,327 | 821,209 | - | 14,691 | 4,018,902 | |
| 1 総 務 費 | 4,854,802 | 3,855,475 | 999,327 | 821,209 | - | 14,691 | 4,018,902 | |
| 1 職 員 費 | 1,369,477 | 1,274,727 | 94,750 | 26,480 | - | 11,944 | 1,331,053 | |
| 2 総 務 管 理 費 | 1,975,619 | 1,069,922 | 905,697 | 793,428 | - | 300 | 1,181,891 | |
| 3 徴 収 費 | 287,219 | 241,842 | 45,377 | - | - | 2,447 | 284,772 | |
| 4 介 護 認 定 審 査 会 費 | 1,222,487 | 1,268,984 | △46,497 | 1,301 | - | - | 1,221,186 | |

1 職員費

介護保険事業に従事する職員の給料、職員手当等の経費

1,369,477 千円

2 総務管理費

介護保険事業の運営に要する経費

1,975,619 千円

3 徴収費

保険料徴収、賦課及び資格管理等に要する経費

287,219 千円

4 介護認定審査会費

介護認定審査会の運営に要する経費

1,222,487 千円

第2款 保険給付費

(項名) 保険給付費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|------------------------|-------------|-------------|-----------|-----------------|-----|------------|------------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 2 保 險 給 付 費 | 148,455,919 | 141,527,434 | 6,928,485 | 56,472,509 | - | 71,433,339 | 20,550,071 | |
| 1 保 險 給 付 費 | 148,455,919 | 141,527,434 | 6,928,485 | 56,472,509 | - | 71,433,339 | 20,550,071 | |
| 1 介 護 サービス等諸費 | 132,908,590 | 126,144,885 | 6,763,705 | 50,558,428 | - | 63,952,197 | 18,397,965 | |
| 2 介 護 予 防 サービス等諸費 | 7,608,752 | 7,242,529 | 366,223 | 2,894,369 | - | 3,661,136 | 1,053,247 | |
| 3 高 額 介 護 サービス等費 | 5,010,536 | 4,651,452 | 359,084 | 1,906,008 | - | 2,410,941 | 693,587 | |
| 4 市 町 村 特 別 給 付 費 | 324 | 324 | - | - | - | 324 | - | |
| 5 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費 | 2,793,483 | 3,362,438 | △568,955 | 1,062,641 | - | 1,344,152 | 386,690 | |
| 6 そ の 他 諸 費 | 134,234 | 125,806 | 8,428 | 51,063 | - | 64,589 | 18,582 | |

1 介護サービス等諸費

要介護者のサービス給付等に要する経費

132,908,590 千円

2 介護予防サービス等諸費

要支援者のサービス給付等に要する経費

7,608,752 千円

3 高額介護サービス等費

高額介護サービス給付等に要する経費

5,010,536 千円

4 市町村特別給付費

緊急ショートステイ等に要する経費

324 千円

5 特定入所者介護サービス等費

介護保険施設入所者への補足給付に要する経費

2,793,483 千円

6 その他諸費

保険給付に係る審査支払手数料

134,234 千円

第3款 地域支援事業費

(項名) 地域支援事業費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|--------------------|------------|------------|---------|-----------------|-----|-----------|-----------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 3 地域支援事業費 | 11,181,057 | 10,522,769 | 658,288 | 4,892,566 | - | 4,658,278 | 1,630,213 | |
| 1 地域支援事業費 | 11,181,057 | 10,522,769 | 658,288 | 4,892,566 | - | 4,658,278 | 1,630,213 | |
| 1 介護予防・生活支援サービス事業費 | 7,373,832 | 7,162,366 | 211,466 | 2,768,420 | - | 3,683,684 | 921,728 | |
| 2 一般介護予防事業費 | 352,310 | 399,059 | △46,749 | 133,871 | - | 174,399 | 44,040 | |
| 3 包括的支援事業等費 | 3,433,443 | 2,940,267 | 493,176 | 1,982,223 | - | 789,459 | 661,761 | |
| 4 その他諸費 | 21,472 | 21,077 | 395 | 8,052 | - | 10,736 | 2,684 | |

1 介護予防・生活支援サービス事業費

総合事業の訪問型・通所型サービス等に要する経費 7,373,832 千円

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業費 6,672,232 千円
- (2) 介護予防ケアマネジメント 576,811 千円
- (3) フレイル改善特化型通所サービス 69,709 千円
- (4) 通所型サービス・活動A 55,080 千円

2 一般介護予防事業費

一般介護予防事業に要する経費 352,310 千円

- (1) 地域拠点型介護予防事業 116,792 千円
- (2) つどいの場 20,724 千円
- (3) 認知症地域支え合い推進事業 4,000 千円
- (4) その他、一般介護予防事業に要する経費 210,794 千円

3 包括的支援事業等費

包括的支援事業に要する経費 3,433,443 千円

- (1) 地域包括支援センター運営 2,010,002 千円
- (2) 介護用品支給事業 160,572 千円
- (3) 認知症の方やその家族への支援 116,407 千円
- (4) 介護給付費の適正化 115,919 千円
- (5) その他、包括支援事業に要する経費 1,030,543 千円

4 その他諸費

総合事業に係る審査支払手数料 21,472 千円

第4款 基金積立金

(項名) 基金積立金

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------------|--------|--------|--------|-----------------|-----|--------|---------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 4 基金積立金 | 64,809 | 69,162 | △4,353 | - | - | 64,809 | - | |
| 1 基金積立金 | 64,809 | 69,162 | △4,353 | - | - | 64,809 | - | |
| 1 介護給付費等準備基金積立金 | 64,809 | 69,162 | △4,353 | - | - | 64,809 | - | |

1 介護給付費等準備基金積立金

介護給付費等準備基金への積立金

64,809 千円

第5款 諸支出金

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------|--------|--------|-------|-----------------|-----|--------|---------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 5 諸 支 出 金 | 51,641 | 48,611 | 3,030 | - | - | 51,591 | 50 | |
| 1 諸 支 出 金 | 51,641 | 48,611 | 3,030 | - | - | 51,591 | 50 | |
| 1 諸 支 出 金 | 51,641 | 48,611 | 3,030 | - | - | 51,591 | 50 | |

1 諸支出金

過誤納保険料の還付等に要する経費

51,641 千円

第6款 予備費
 (項名) 予備費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|---------|-------|-------|-----|-----------------|-----|-------|---------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 6 予 備 費 | 2,000 | 2,000 | - | - | - | - | 2,000 | |
| 1 予 備 費 | 2,000 | 2,000 | - | - | - | - | 2,000 | |
| 1 予 備 費 | 2,000 | 2,000 | - | - | - | - | 2,000 | |

(3) 債務負担行為

(単位:千円)

| 事項名 | 期間 | 限度額 | 左の財源内訳 | | | | 備考 |
|--------------------------|----------------------|------------|-----------|----|-----------|-----------|----|
| | | | 国県支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 | |
| (1) 神戸市の介護保険のあらまし | 令和8年度 ～ 令和11年度 | 16,000 | - | - | - | 16,000 | |
| (2) 神戸シルクセンタービル賃料等 | 令和8年度 ～ 令和10年度 | 5,000 | - | - | - | 5,000 | |
| (3) 介護認定調査(市内の新規・変更申請)業務 | 令和8年度 ～ 令和11年度 | 1,403,000 | - | - | - | 1,403,000 | |
| (4) あんしんすこやかセンター等事業 | 令和8年度 ～ 令和14年度 | 16,563,000 | 9,483,000 | - | 3,916,000 | 3,164,000 | |
| (5) 納入通知書等作成 | 令和8年度 ～ 令和9年度 | 110,000 | - | - | - | 110,000 | |
| (6) 生活支援訪問サービス従事者養成研修 | 令和8年度 ～ 令和11年度 | 16,000 | 9,200 | - | 3,600 | 3,200 | |
| (7) フレイル改善通所 | 令和8年度 ～ 令和11年度 | 217,000 | 82,000 | - | 107,000 | 28,000 | |
| (8) フレイル予防支援 | 令和8年度 ～ 令和11年度 | 13,000 | 4,900 | - | 6,400 | 1,700 | |
| (9) 通所型サービス・活動A | 令和8年度 ～ 令和9年度 | 67,000 | 25,100 | - | 33,500 | 8,400 | |
| (10) 紙おむつ支給事業 | 令和8年度 ～ 令和11年度 | 497,000 | 287,000 | - | 114,000 | 96,000 | |
| (11) 介護保険システム標準化 | 令和8年度 ～ 令和11年度 | 3,924,000 | 3,924,000 | - | - | - | |
| (12) オンライン審査会に係る通信回線費 | 令和8年度 ～ 令和10年度 | 1,000 | - | - | - | 1,000 | |

〔４〕後期高齢者医療事業費

(1) 歳入予算の説明

(単位:千円)

| 款 項 目 節 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|-------------------------|------------|------------|-----------|-----|
| 1 後期高齢者医療事業収入 | 53,504,912 | 50,429,935 | 3,074,977 | |
| 1 後期高齢者医療保険料 | 26,570,864 | 23,958,566 | 2,612,298 | |
| 1 現 年 度 分 | 26,479,645 | 23,878,737 | 2,600,908 | |
| 1 特 別 徴 収 | 15,887,787 | 14,327,242 | 1,560,545 | |
| 2 普 通 徴 収 | 10,591,858 | 9,551,495 | 1,040,363 | |
| 2 滞 納 繰 越 分 | 91,219 | 79,829 | 11,390 | |
| 1 普 通 徴 収 | 91,219 | 79,829 | 11,390 | |
| 2 国 庫 支 出 金 | 393,151 | 974,752 | △ 581,601 | |
| 1 国 庫 支 出 金 | 393,151 | 974,752 | △ 581,601 | |
| 1 国 庫 補 助 金 | 393,151 | 974,752 | △ 581,601 | |
| 3 繰 入 金 | 26,155,965 | 25,105,690 | 1,050,275 | |
| 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 26,155,965 | 25,105,690 | 1,050,275 | |
| 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 26,155,965 | 25,105,690 | 1,050,275 | |
| 4 繰 越 金 | 1 | 1 | - | |
| 1 繰 越 金 | 1 | 1 | - | |
| 1 繰 越 金 | 1 | 1 | - | |
| 5 諸 収 入 | 384,931 | 390,926 | △ 5,995 | |
| 1 雑 入 | 384,931 | 390,926 | △ 5,995 | |
| 1 償 還 金 及 び 金 還 付 加 算 金 | 36,917 | 42,224 | △ 5,307 | |
| 2 延 滞 金 及 び 過 料 | 3,995 | 4,183 | △ 188 | |
| 3 返 納 金 | 1 | 1 | - | |
| 4 雑 入 | 344,018 | 344,518 | △ 500 | |
| 歳 入 合 計 | 53,504,912 | 50,429,935 | 3,074,977 | |

(2) 歳出予算の説明

第1款 後期高齢者医療事業費

(項名) 事務費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------------------|------------|------------|-----------|-----------------|-----|------------|------------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 | 53,504,912 | 50,429,935 | 3,074,977 | 393,151 | - | 26,955,796 | 26,155,965 | |
| 1 事 務 費 | 704,624 | 1,289,346 | △584,722 | 393,151 | - | 17,500 | 293,973 | |
| 1 事 務 費 | 704,624 | 1,289,346 | △584,722 | 393,151 | - | 17,500 | 293,973 | |

1 事務費

後期高齢者医療事業実施にかかる事務費

704,624 千円

(項名) 納付金

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------------------|------------|------------|-----------|-----------------|-----|------------|------------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 | | | | | | | | |
| 2 納 付 金 | 52,760,360 | 49,095,354 | 3,665,006 | - | - | 26,901,368 | 25,858,992 | |
| 1 納 付 金 | 52,760,360 | 49,095,354 | 3,665,006 | - | - | 26,901,368 | 25,858,992 | |

1 納付金

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく、広域連合への納付金

52,760,360 千円

(1) 保険料負担金

26,574,850 千円

(2) 療養給付費負担金

20,063,415 千円

(3) 保険基盤安定負担金

5,547,111 千円

(4) 共通経費負担金

574,984 千円

(項名) 諸支出金

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------------------|--------|--------|--------|-----------------|-----|--------|---------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 | | | | | | | | |
| 3 諸 支 出 金 | 36,928 | 42,235 | △5,307 | - | - | 36,928 | - | |
| 1 雑 出 | 36,928 | 42,235 | △5,307 | - | - | 36,928 | - | |

1 雑出

過誤納保険料の還付等に要する経費

36,928 千円

(項名) 予備費

(単位:千円)

| 款 項 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 本 年 度 の 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|-----------------------|-------|-------|-----|-----------------|-----|-------|---------|-----|
| | | | | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | 一 般 財 源 | |
| 1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費 | | | | | | | | |
| 4 予 備 費 | 3,000 | 3,000 | - | - | - | - | 3,000 | |
| 1 予 備 費 | 3,000 | 3,000 | - | - | - | - | 3,000 | |

(3) 債務負担行為

(単位:千円)

| 事項名 | 期間 | 限度額 | 左の財源内訳 | | | | 備考 |
|-------------------|----------------------|---------|---------|----|-----|--------|----|
| | | | 国県支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 | |
| (1) 督促状等作成 | 令和8年度 ～ 令和9年度 | 31,000 | - | - | - | 31,000 | |
| (2) 納入通知書等作成 | 令和8年度 ～ 令和10年度 | 37,000 | - | - | - | 37,000 | |
| (3) 統合滞納管理システム標準化 | 令和8年度 ～ 令和9年度 | 160,000 | 160,000 | - | - | - | |

4 議案

第 20 号議案

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例(平成12年3月条例第98号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (減免の申請) 第24条 前条に規定する減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 <u>ただし、前条第3号に掲げる事由に該当する場合であつて、かつ、規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。</u> | (減免の申請) 第24条 前条に規定する減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 |
| 2 [略] 附 則 <u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u> | 2 [略] 附 則 |

第4条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4

第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金

額が65万1,000円以上161万9,000円未
満である者に限る。)の令和8年度
における保険料率の算定についての
第8条第1項(第6号ア、第7号ア、
第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11
号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号
アに係る部分に限る。)の規定の適用
については、同項第6号ア中「地方税
法(昭和25年法律第226号)第292条第
1項第13号に規定する合計所得金額
(以下「合計所得金額」という。)(租
税特別措置法(昭和32年法律第26号)
第33条の4第1項若しくは第2項、
第34条第1項、第34条の2第1項、第
34条の3第1項、第35条第1項、第35
条の2第1項、第35条の3第1項又
は第36条の規定の適用がある場合に
は、当該合計所得金額から政令第22
条の2第2項に規定する特別控除額
を控除して得た額とする。以下この
項において同じ。)」とあるのは、「合
計所得金額(地方税法第292条第1項
第13号に規定する合計所得金額をい
い、当該合計所得金額に所得税法第
28条第1項に規定する給与所得が含
まれている場合には、当該給与所得
の金額については、同条第2項の規
定によって計算した金額に10万円を

加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22

条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第5条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第8条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村

民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所

得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金

額が161万9,000円以上190万円未
満であり、かつ、地方税法第295条
第3項に規定する政令で定める
基準に従い当該市町村の条例で
定める金額から同年の合計所得
金額を控除して得た額が、65万円
から、同年中の給与等の収入金額
から当該給与等の収入金額を別
表第5の給与等の金額として、別
表第5により当該金額に応じて
求めた別表第5の給与所得控除
後の給与等の金額を控除して得
た額を控除して得た額以下であ
る場合

2 第1号被保険者の令和8年度にお
ける保険料率の算定についての第8
条第1項の規定の適用については、
当該第1号被保険者が前項第1号に
掲げる者に該当し、かつ、同項第2号
又は第3号に掲げる者のいずれかに
該当するときは、当該第1号被保険
者は、同年度分の地方税法の規定に
よる市町村民税が課されている者と
みなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、介護保険料に係る保

険料率算定の特例等を定めるに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 21 号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件
 神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（保険料の賦課額）</p> <p>第12条 <u>保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">（保険料の賦課額）</p> <p>第12条 <u>保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課</u></p> |

被保険者をいう。以下同じ。)につき
算定した介護納付金賦課額（同号に
規定する介護納付金賦課額をいう。
以下同じ。)の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者
につき算定した基礎賦課額（国民
健康保険法施行令（昭和33年政令
第362号。以下「令」という。）第
29条の7第1項第1号に規定する
基礎賦課額をいう。以下同じ。)
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者
につき算定した後期高齢者支援金
等賦課額（令第29条の7第1項第
2号に規定する後期高齢者支援金
等賦課額をいう。以下同じ。)
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付
金賦課被保険者（令第29条の7第
1項第3号に規定する介護納付金
賦課被保険者をいう。以下同じ。)
につき算定した介護納付金賦課額
（令第29条の7第1項第3号に規
定する介護納付金賦課額をいう。
以下同じ。)
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者
につき算定した子ども・子育て支
援納付金賦課額（令第29条の7第
1項第4号に規定する子ども・子

育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(基礎賦課総額)

第12条の2 保険料の賦課額のうち被保険者に係る基礎賦課額(第18条の2、第18条の3又は第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により基礎賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により基礎賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 国民健康保険事業費納付金(法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(兵庫県(以下「県」という。))が行う国民健康保険の

(基礎賦課総額)

第12条の2 保険料の賦課額のうち被保険者に係る基礎賦課額(第18条の2、第18条の3又は第18条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により基礎賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により基礎賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 国民健康保険事業費納付金(法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(兵庫県(以下「県」という。))が行う国民健康保険の

被保険者に係るものに限りに、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ [略]

カ アからオまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（県が行う国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金

被保険者に係るものに限りに、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ [略]

カ アからオまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（県が行う国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金

等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ、エ [略]

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ、エ [略]

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の10 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の19 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の10 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の初日における被保険者の見込数で除して得た数

(3) [略]

2、3 [略]

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の19 介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の21 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第18条の2、第18条の3、第18条の4又は第18条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減免するものとした場合にあつてはその減免することとなる額を、第23条の2の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を軽減するものとした場合にあつてはその軽減することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額

(1) [略]

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(3) [略]

2、3 [略]

の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第18条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第15条の22 保険料の賦課額のうち子

ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第15条の23 前条の所得割額は、被保

険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第15条の25第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第14条第2項及び第3項の規定

は、前項の規定による所得割額の算定について準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定)

第15条の24 第15条の22の被保険者均等割額は、その世帯に属する被保険者の数に次条第1項第2号の被保険者均等割の保険料率を乗じて算定した額とする。

2 第15条の22の18歳以上被保険者均等割額は、その世帯に属する18歳以上被保険者の数に次条第1項第3号の18歳以上被保険者均等割の保険料率を乗じて算定した額とする。

3 第15条の22の世帯別平等割額は、次条第1項第3号アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同号アからウまでに定めるところにより得た世帯別平等割の保険料率と同額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の25 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の45に相当

する額を子ども・子育て支援納付
金賦課額算定の基礎となる基礎控
除後の総所得金額等（令第29条の7
第3項第4号ただし書に規定する場
合にあつては、省令第32条の9の2
に規定する方法により補正された
後の額）の当該年度における見込
総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育
て支援納付金賦課総額の100分の
38に相当する額を当該年度の前年
度及びその直前の2か年の各年度
における被保険者の数等を勘案し
て算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15
条の21第1号イに掲げる額を当該
年度の前年度及びその直前の2か
年度の各年度における18歳以上被
保険者の数等を勘案して算定した
数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに
掲げる世帯の区分に応じ、それぞ
れアからウまでに定めるところに
より算定した額

ア イ又はウ以外の世帯 子ど
も・子育て支援納付金賦課総額
の100分の17に相当する額を当
該年度の前年度及びその直前の

2か年の各年度における被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の26 第15条の22の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えない。

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

(賦課期日後において納付義務の発生若しくは消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は1世帯に属する被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7若しくは第15条の22の賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は1世帯に属する被保険者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7の賦課額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該

当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は1世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7若しくは第15条の22の賦課額、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 [略]

者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は1世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の賦課額、第15条の7の賦課額、第15条の16の賦課額又は第18条の2第1項及び第2項に定める額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及び第2項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の7の賦課額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の16の賦課額」と、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の22の賦課額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用す

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の7の賦課額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、前2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条の賦課額」とあるのは「第15条の16の賦課額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基

る。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額にあつては、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の22」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4、5 [略]

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額の減額にあつては、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、子ども・子育て支援

基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4、5 [略]

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

納付金賦課額の減額にあつては、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の22」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額、子ども・子育て支援納付金賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額にあつては、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第5項に掲げる場合を除く）。

2 [略]

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項

額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額にあつては、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の22」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、第1項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出

4 [略]

5 [略]

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額、子ども・子育て支援納付金賦課額及び介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、後期高齢者支援金等賦課額にあつては、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額にあつては、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦

産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項に規定する額」とあるのは「第4項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

5 [略]

6 [略]

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の22」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と、介護納付金賦課額の減額にあつては、第4項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「前項に規定する額」とあるのは

「第8項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第18条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の25の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率（第18条の2第3項、第18条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）か

ら、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 市長は、前項に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(徴収の特例)

第18条の6 [略]

(特例対象被保険者等に係る特例)

第23条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項、第15条の8、第15条の17及び第15条の23並びに第18条の2第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「所得の金額（同法）とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、第18条の2第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給

(徴収の特例)

第18条の5 [略]

(特例対象被保険者等に係る特例)

第23条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び第18条の2第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「所得の金額（同法）とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、第18条の2第1項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項

| | |
|---|---|
| <p>与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。) 」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p> <p>2、3 [略]</p> | <p>の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。) 」と、「ついでには、同法」とあるのは「ついでには、地方税法」とする。</p> <p>2、3 [略]</p> |
|---|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和8年度以降の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

第 22 号議案

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の件
 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のよ
 うに制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例
 (高齢期移行者医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例（昭和46年 4 月条例第13号）
 の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及
 び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
 又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）
 については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
 正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(助成の範囲)</p> <p>第 3 条 市は、次の各号のいずれかに 該当する場合における医療費のう ち、国民健康保険法の被保険者又は 社会保険各法の被保険者若しくは組 合員（被保険者又は組合員であつた 者を含む。以下同じ。）が負担すべ き額（当該医療に要する費用の額か ら国民健康保険法又は社会保険各法</p> | <p style="text-align: center;">(助成の範囲)</p> <p>第 3 条 市は、次の各号のいずれかに 該当する場合における医療費のう ち、国民健康保険法の被保険者又は 社会保険各法の被保険者若しくは組 合員（被保険者又は組合員であつた 者を含む。以下同じ。）が負担すべ き額（当該医療に要する費用の額か ら国民健康保険法又は社会保険各法</p> |

| | |
|---|---|
| <p>の規定により療養の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）<u>及び医療保険各法以外の法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額を控除した額。</u>以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額を助成する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> | <p>の規定により療養の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額を助成する。<u>ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> |
|---|---|

（重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（前条第2号オに該当する対象者にあつては、<u>精神疾患の医療に係る医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に掲げる精神通院医療に係る医療費に限る。）を除く。</u>）を除く。以下同じ。）のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる</p> | <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（前条第2号オに該当する対象者にあつては、<u>精神疾患の医療に係る医療費を除く。</u>以下同じ。）のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額（18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者については、2月28日。以下同じ。）の前日以後の最初の3月31日までの間にあ</p> |

給付を受けることができる場合における当該給付を含む。) 及び医療保険各法以外の法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。) から、一部負担金を控除した額（18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者については、2月28日。以下同じ。）の前日以後の最初の3月31日までの間にある対象者の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。

(1)～(3) [略]

2～8 [略]

る対象者の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2～8 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

理 由

高齢期移行者医療費助成等と国公費負担医療制度の併用開始に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 23 号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例の件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス事業所等の設置に関する条例（平成18年9月条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------------|----|-----|-----|---------------|-----|---|----|----|-----|-----|---------------|-----|
| (名称及び位置) | (名称及び位置) | | | | | | | | | | | | |
| 第2条 サービス事業所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 | 第2条 サービス事業所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立自立センターあづま</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | [略] | [略] | 神戸市立自立センターあづま | [略] | <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立自立センターあづま</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | [略] | [略] | 神戸市立自立センターあづま | [略] |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市立自立センターあづま | [略] | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | | | | | | | | | | | | |
| 神戸市立自立センターあづま | [略] | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----|-----|----------------|------------------|
| | | 神戸市立東垂水サービス事業所 | 神戸市垂水区城が山2丁目2番3号 |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 2 | [略] | 2 | [略] |

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

神戸市立東垂水サービス事業所の廃止に伴い、条例を改正する必要があるため。